

嘱託教育職員に関する規程

第1条 本学園に嘱託教育職員を任用することができる。

第2条 嘱託教育職員は原則1年から3年ごとの雇用契約とする。

2 博士の学位を有する者など条件を満たす場合は5年とすることができる。

3 嘱託教育職員には一定の基本給のほか、通勤手当、研究費、広報諸手当等を支給する。

第3条 この規程の改廃は、理事会の決議を経なければならない。

附 則

この規程は昭和60年4月1日から施行する。

この改正規程は平成3年9月30日から施行する。

この改正規程は平成23年4月1日から施行する。

この改正規程は令和3年4月1日から施行する。